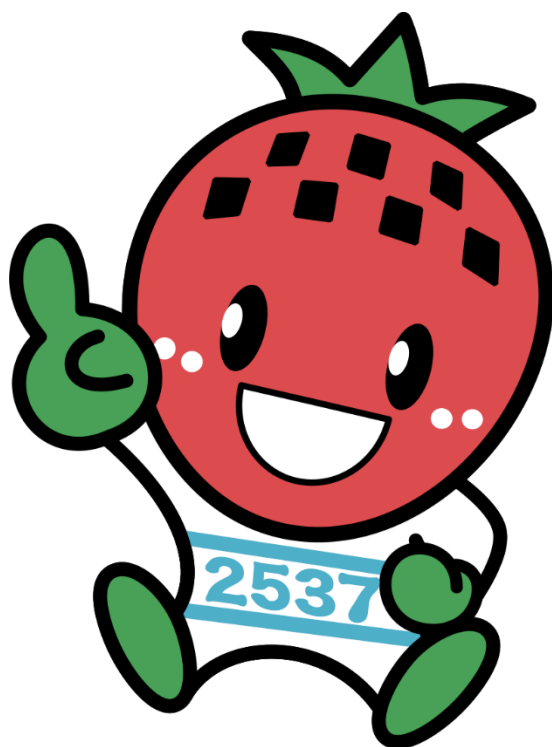


令和8（2026）年度版

保育所入所のご案内

（2025年10月発行）



問合せ先

吉見町子育て支援課児童支援係

〒355-0192 吉見町大字下細谷411番地

TEL 0493-63-5014（直通）

吉見町ホームページ



もくじ

● 保育所等とは	
● 保育年齢	
● 令和8年度入所申込みについて	
● 認定について	2
1 教育・保育給付認定とは	
2 認定の内容	
● 入所申込みについて	3
1 申込みから入所までの流れ	
2 申込みに必要な書類	
3 申込方法	
● 広域入所の手続きについて	5
1 吉見町に転入予定の方	
2 町外からよしみけやき保育所への申込み	
3 町外施設への申込み	
● 申込み上の注意	6
1 入所全般について	
2 就労証明書について	
3 育児休業中の申込みについて	
● 利用調整について	7
● 入所後の注意	7
1 ならし保育について	
2 休所の手続きについて	
3 退所の手続きについて	
● 利用者負担額（保育料等）について	8
1 利用者負担額（保育料等）のお支払いについて	
2 利用者負担額（保育料等）の算定について	
3 幼児教育・保育の無償化について	
● 利用者負担額（保育料）表	9
● よくある質問について	

保育所等とは

保護者が働いている、又は疾病等のために、こどもを日中家庭で保育することができないとき、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業（以下「保育所等」という）で、毎日一定の時間、保護者に代わって保育するところです。

幼児教育のため、小学校入学準備のため、集団生活を体験させるため、又は下のこどもの保育に手がかかる等の理由では入所の対象となりません。これらの理由によりこどもを預けたい場合は、幼稚園や一時預かり等、他の保育サービスの利用をご検討ください。

町内にある認可保育所は、よしみけやき保育所のみです。

保育年齢

令和8（2026）年度クラス年齢表

クラス	生年月日	最長利用期間（就学前）
0歳児	令和7（2025）年4月2日～	令和14（2032）年3月31日
1歳児	令和6（2024）年4月2日～令和7（2025）年4月1日	令和13（2031）年3月31日
2歳児	令和5（2023）年4月2日～令和6（2024）年4月1日	令和12（2030）年3月31日
3歳児	令和4（2022）年4月2日～令和5（2023）年4月1日	令和11（2029）年3月31日
4歳児	令和3（2021）年4月2日～令和4（2022）年4月1日	令和10（2028）年3月31日
5歳児	令和2（2020）年4月2日～令和3（2021）年4月1日	令和9（2027）年3月31日

令和8年度入所申込みについて

○提出書類

事前にP4・P5の申込必要書類をご準備のうえ、お申込みください。
不備がある場合は受付できません。

○提出先

子育て支援課窓口（2階10番）※郵送不可

○入所申込受付期間

・4月入所希望の場合

令和7年10月22日（水）～令和7年11月5日（水）※締切厳守
（土・日・祝を除く）午前8時30分～午後5時15分

・途中（5月から3月）入所希望の場合

入所希望月の**前月10日**まで（10日が土日祝日の場合、その前の開庁日）

○注意事項

町外の保育所等をご希望の場合、提出書類や受付期間が異なります。

また、転出入を伴う入所申込については、P5の「広域入所の手続きについて」をご参照ください。

認定について

1 教育・保育給付認定とは

○保育所等及び新制度へ移行した幼稚園に入所（園）を希望される方は、町から教育施設・保育施設を利用する資格があることの認定を受ける必要があります。この認定を「教育・保育給付認定」といいます。

○保育所等の入所申込みと教育・保育給付認定申請は一体となっており、まとめて手続きを行います。

2 認定の内容

認定内容には、認定区分、保育必要量、保育を必要とする事由、認定期間の4つの項目があります。

①認定区分 こどもの年齢と、利用施設による区分です。

認 定	利用施設	対象年齢
1号	教育施設利用	満3歳以上
2号	保育施設利用	
3号		満3歳未満

②保育必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- ・保育標準時間 最長 11 時間 午前7時30分～午後6時30分
- ・保育短時間 最長 8時間 午前8時30分～午後4時30分

③保育事由

保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量
就 労	就労している期間（最長就学前まで）	保育標準時間
妊娠・出産	産前6週（多胎妊娠は14週）から産後8週が含まれる月の末日まで	
疾病・障害	診断書等の期間まで	
介護・看護		
災害復旧	必要な期間	
就 学	卒業予定日まで	
虐待・DV	必要な期間	
育児休業	育児休業終了日まで ※既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要である場合に限る。	保育短時間
求職活動	求職活動開始又は入所日から2か月まで	
そ の 他	※子育て支援課にご相談ください	

入所申込みについて

I 申込みから入所までの流れ

●令和8年4月入所の場合

1 認定・施設利用申込 申込受付期間は、PIをご参照ください。

2 事前相談・見学会

よしみけやしき保育所の入所を申込みされた方は、事前相談・見学会を行います。当日は、お子さんと一緒に来所ください。

令和7年11月12日（水）～令和7年11月14日（金）

3 利用調整（選考）

入所可能人数を超えて申込みがあった場合には、利用調整（選考）を行います。先着順ではありません。

4 結果通知

2月上旬頃、結果を郵送で通知します。

5-1 入所決定

入園説明会を行いますので、来所ください。詳細については、通知します。

入園当初、お子さんが保育所に慣れるまでは通常より短い保育時間となります。お子さんの年齢や状況により異なりますので、ご協力をお願いいたします。

入所を辞退する場合には「辞退届」をご提出ください。

5-2 入所保留

「入所保留通知書」が届きます。翌月以降の「入所保留通知」の送付を希望する場合、子育て支援課へご連絡ください。

令和9年3月入所までは毎月利用調整（選考）の対象となります。

※ 申込時と状況が変わった（就職、退職、転職、休職、妊娠等）際は、すぐにお知らせください。

※ 申込みを取り下げる場合は、「取下げ届」をご提出ください。

●途中（5月から3月）入所の場合

1 認定・施設利用申込 申込受付期間は、PIをご参照ください。

2 利用調整（選考）

入所可能人数を超えて申込みがあった場合には、利用調整（選考）を行います。先着順ではありません。

3 面接

利用調整の結果、面接にお進みいただくことになった方には、子育て支援課から面接のご連絡をします。

4 結果通知

入所希望月の前月下旬頃、結果を郵送で通知します。

5-1 入所決定

入園説明は、面接と同時に行います。

5-2 入所保留

4月入所と同様です。

2 申込みに必要な書類

1. 全員が提出する書類

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ① 教育・保育給付認定（現況届）申請書兼施設利用申込書 | こども1人につき1枚 |
| ② 保育児童台帳 | こども1人につき1枚 |
| ③ 家庭状況届（兼調査票） | こども1人につき1枚 |
| ④ 施設利用に関する確認票 | 世帯で1枚 |

⑤ 保育を必要とすることを証明するための書類（下記の表中該当するもの）

※令和8年4月1日現在、父、母、及び同住所地に在住予定の65歳未満の親族全員分をご提出ください（学生のきょうだいは除く）。世帯や建物が別でも、同住所地の場合は提出が必要。

※必要書類は、証明日が申込日から3か月以内のものをご用意ください。

保護者の状況等	必要書類	その他事項
就労者の場合		
育児休業中の場合	就労証明書（ 月64時間以上 の就労） ・雇用主の方に証明してもらいます。 ・証明日は必ず記載してください。 ・土曜保育を希望の場合、 土曜日の就労状況がわかるよう にご記載ください。 ・勤務形態等に変更が生じた場合は、その都度就労証明書をご提出ください。	入所申込時には、育休期間を明記したものをご提出ください。 復職後は、再度復職年月日が記載されたものをご提出ください。
採用内定者の場合		入所後に再度ご提出ください。
自営業・農業従事者等の場合	①就労証明書（ 月64時間以上 の就労） ②就労状況申告書 ③確定申告書または源泉徴収票・会社の登記簿謄本・個人事業主の開業届・営業許可証等の写し	
学生の場合	①在学証明書（所属機関の様式） ②授業のカリキュラム等（週間、年間の予定がわかるもの）	
疾病・障害の場合	診断書（本人）または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金証書等の写し	
介護・看護の場合	診断書（介護・看護対象者）または介護保険被保険者証の写し	
出産の場合	母子健康手帳の写し（保護者氏名及び出産予定日が記載されたページ）	
災害復旧の場合	り災証明書等の写し	災害状況のわかるもの
求職活動中の場合	保育所等利用に関する誓約書 ※入所後2か月以内に就労を開始し、就労証明書等を提出しない場合は、退所になります。	ハローワークを利用中の方はハローワークの「受付票」
その他の場合	※子育て支援課にご相談ください	

2. 該当者のみ必要な書類（1の書類と併せて提出）

保護者の状況等	必要書類
転入希望日の前月末日までに転入予定がある場合	①転入手続に関する誓約書 ②不動産売買契約書、賃貸契約書等（ 転入予定の住所がわかるもの ）の写し
離婚はしていないが、別居中かつ離婚調停中の場合	離婚調停中であることを証明する書類の写し （協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等） ※提出がない場合は、ひとり親の点数になりません。
その他	必要な書類がある場合は、別途請求することがあります。

3 申込方法

申込受付期間内に子育て支援課窓口（2階10番）までお申込みください。 ※郵送不可

広域入所の手続きについて

※「広域入所」とは、住所を有する市区町村以外の市区町村に所在する保育所等へ入所することをいいます。

1 吉見町に転入予定の方

1. 申込先 吉見町子育て支援課

2. 必要書類 P4～P5参照

3. 注意事項

○入所月の前月末日までに吉見町に住民票を異動し、子育て支援課へご連絡ください。

○入所月の前月末日までに吉見町に住民票を異動できない場合、入所取消となります。

○転入前市区町村で保育施設に通っており、引き続き同じ保育施設に通う予定のある方は別の手続きも必要となります。必ず転入前市区町村の保育所担当課へご確認ください。

2 町外からよしみけやき保育所への申込み（転入せず町外から通う方）

1. 申込先 住民票のある市区町村の保育所担当課窓口

2. 必要書類 住民票のある市区町村の申込様式一式

3. 注意事項

○保護者の**いずれかの勤務地が吉見町内にあること**。

○吉見町に住民票がある方を優先に利用調整を行います。その後、施設の定員に余裕がある場合に、町外に住民票のある方の利用調整を行います。

○入所期間は最長で年度末までです。翌年度も入所を希望する場合は、選考を行うため再度お申込みください。

3 町外施設への申込み

1. 申込先 吉見町子育て支援課

2. 必要書類 吉見町の申込書類及び保育所等所在地市区町村での必要書類

3. 注意事項

○入所期間は最長で年度末までです。翌年度も入所を希望する場合は、選考を行うため再度お申込みください。

○必要書類、締切日及び受入可能かどうかを保育所等所在地市区町村に必ずご確認のうえ、保育所等所在地市区町村が指定する**締切日の10日前まで**にはお申込みください。

○転出予定で、住所等が決まっている場合には保育所等所在地市区町村に直接申込みができる場合があります。

申込み上の注意

Ⅰ 入所全般について

○令和7年度の入所申込みをしても、令和8年度の入所については選考されません。別途お申込みが必要です。

○入所決定前に申込みを取り下げたい場合は「保育所入所申請取下げ届」をご提出ください。入所決定後に辞退する場合は「辞退届」をご提出ください。入所を辞退すると申込みも取下げとなるため、翌月以降も選考を希望する場合は、再度お申込みが必要です。なお、取下げをした場合には**入所保留通知書は発行されません**のでご注意ください。

○原則、入所日は入所月の1日となります（4月を除く）。

○申込み後に家庭状況（就労状況、世帯の状況等）に変更があった場合は、速やかに子育て支援課へご連絡ください。

※申込み内容に事実との相違や虚偽があった場合は、**入所を取り消す場合**があります。

○お子さんに障がいがある、発達状況に心配な点がある、医療機関で通院治療している等の場合は、窓口で必ずお申し出ください。ご家庭の状況と異なり、集団生活の場となるため、ご家庭で不自由を感じていなくても、保育所等ではお子さんに合わせた配慮が必要となる場合があります。また、定員に空きがあっても、受入体制が整うまで入所をお待ちいただく場合があります。

2 就労証明書について

○就労証明書の不備が多いため、提出予定の方は以下の点を再度ご確認ください。

- ・提出日の**3か月以内**に作成したものであること。
- ・3欄 ☒無期の場合でも、**雇用開始日**の記載が必要です。ご確認ください。
- ・6欄上段、就労時間（固定就労の場合）の合計時間は「**月間**」の時間です。「週間」の時間になっている誤りが多いので、ご確認ください。
- ・**就労実績、育児休業の取得、復職（予定）年月日、保護者記載欄**等、その他記載漏れがないかご確認ください。

○2か所以上で就労している場合は、**勤務している全ての**事業所（自営の場合はご自身）が作成した就労証明書をご提出ください。

○新規採用等で就労実績がない場合は、今後の就労見込みが記載された就労証明書をご提出ください。なお、休業等で直近3か月において就労実績がない場合は、休業前の就労実績を記載してください。

○就労状況を確認するため、就労先に問い合わせることがあります。

3 育児休業中の申込みについて

○育児休業中に申込みをして入所が決定した場合、**入所月の翌月の末日まで**に育児休業を終了して復職することが入所の条件になります。

また、そのまま下のお子さんの育児休業を引き続き取る等、**一度も復職しない場合には入所が取消**となります。

〈例〉4月1日入所の場合、育児休業を5月30日までに終了し、5月31日に復職しないと退所となります。

利用調整について

○定員を上回る申込みがあった場合は、よしみけやき保育所入所選考点数表に基づき保育の必要性の高い順に入所者を決定します。**先着順や抽選ではありません**。点数表につきましては、吉見町ホームページの「令和8年度よしみけやき保育所入所選考点数表」を参照してください。

○町外の施設を希望された方の利用調整は、**施設所在地の市区町村**が行います。

入所後の注意

1 ならし保育について

○保育所に入所することにより、生活環境が大きく変わります。そのため、入所当初の保育環境になれるまでの期間、早い時間での迎えをお願いする場合がありますので、職場等との調整をお願いします。

入所前のならし保育は行っていません。

2 休所の手続きについて

○1か月以上休所することとなった場合は、子育て支援課までご連絡ください。該当月に1日も登所しない場合であっても、利用者負担額を納めていただきます。

3 退所の手続きについて

○保育所等に預ける必要がなくなった、町外に転出する等の理由により保育所等を退所される方は、退所日までに「退所届」を記入し、よしみけやき保育所または子育て支援課に提出してください。

○町外に転出し、引き続き同じ保育施設への通所を希望する場合は、あらかじめ子育て支援課までご相談ください。

○退所は、退所を希望する月の末日となります。

利用者負担額（保育料等）について

1 利用者負担額（保育料等）のお支払いについて

利用者負担金（保育料等）は、毎月末（休日の場合は翌日）に指定口座から引き落としをします。月の途中で退所した場合でも、その月の保育料は納めていただきます。

なお、口座引き落としの指定金融機関は、下記のとおりです。

りそな銀行	埼玉りそな銀行	埼玉縣信用金庫
武蔵野銀行	東和銀行	ゆうちょ銀行
中央労働金庫	埼玉中央農業協同組合	三井住友銀行
群馬銀行		

2 利用者負担額（保育料等）の算定について

毎月の保育料の額は原則として父母の市町村民税課税状況や保育の必要量により算定します。

父母が離婚していても、入所児童と父母が同居している場合、または別居中でも入所児童の養育者である場合は、算定の対象になります。

父母に所得がない場合は、その他の主たる生計維持者（祖父母、曾祖父母、きょうだい等）の分も保育料の算定に含めます。

保育料の算定は、年2回行います。

月	4月分～8月分	9月分～3月分
算定根拠	前年度市町村民税所得割額 (前々年1月～12月の所得にかかるもの)	当年度市町村民税所得割額 (前年1～12月の所得にかかるもの)

○税の修正申告等により、市町村民税が変更となった場合は、保育料も変更になる場合がありますので、早急に子育て支援課へお申出ください。

○未申告の場合は、最高町階層区分（12階層）として算定する場合があります。

○海外赴任の方や海外から転入された方は、総収入がわかる書類（日本語訳したもの）を添付してください。

3 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児クラスの保育料は0円です。また、0歳児から2歳児クラスについても、住民税非課税世帯の場合、保育料は0円です。

0歳児から2歳児クラスの給食費は保育料に含まれますが、3歳児から5歳児クラスの場合、主食費（ごはん等）及び副食費（おかず、おやつ等）が保護者の実費負担となります。

世帯年収360万円未満相当世帯、軽減世帯、それ以外の世帯の小学校就学前のお子さんから数えて第3子以降の児童は副食費等が免除になります。（主食費は免除になりません）

利用者負担額（保育料）表

（保育認定のこども 2号・3号認定）

国階層 区分	町階層 区分	市町村民税額等		利用者負担額			
				3号（3歳未満）		2号（3歳以上）	
				保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
1	1	生活保護世帯等		0円	0円	0円	0円
2	2	市町村民税 非課税世帯		0円	0円	0円	0円
3	3	市町村民税課税世帯 （均等割のみ課税）		8,900円	8,700円	0円	0円
	4	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	所得割課税額 24,300円未満	12,200円	12,000円	0円	0円
	5		所得割課税額 24,300円以上 48,600円未満	15,500円	15,200円	0円	0円
4	6		所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満	21,600円	21,200円	0円	0円
5	7		所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満	28,900円	28,400円	0円	0円
	8		所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満	36,400円	35,800円	0円	0円
6	9		所得割課税額 169,000円以上 235,000円未満	41,000円	40,300円	0円	0円
	10		所得割課税額 235,000円以上 301,000円未満	47,500円	46,700円	0円	0円
7	11		所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	53,600円	52,700円	0円	0円
8	12		所得割課税額 397,000円以上	60,300円	59,300円	0円	0円

備 考

1. 「保育標準時間」は保育必要量が1日当たり11時間まで、「保育短時間」は保育必要量が1日当たり8時間までの区分とする。ただし、月途中の区分変更があった場合、利用者負担額は翌月から変更する。
2. 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
3. 第2階層から第6階層までの市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯で、2人以上の生計を一にする者（①教育・保育給付認定保護者に監護される者（未成年）、②教育・保育給付認定保護者に監護されていた者（①が成年に達した場合）及び③教育・保育給付認定保護者又はその配偶者の直系卑属（①②を除く。））がいる場合は、そのうち年齢が高い順に第2階層は2人目以降は0円、第3階層から第6階層は2人目は半額、3人目以降については0円とする。
4. 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
5. ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯その他特に困窮していると町長が認めた世帯の子どもにおいては、第2階層は0円とし、3号認定にあっては第3階層から第5階層までは半額、第6階層の市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は9,000円とし、2号認定にあっては第3階層及び第4階層は半額、第5階層及び第6階層の市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は6,000円とする。この場合において、2人以上の生計を一にする者（①教育・保育給付認定保護者に監護される者（未成年）、②教育・保育給付認定保護者に監護されていた者（①が成年に達した場合）及び③教育・保育給付認定保護者又はその配偶者の直系卑属（①②を除く。））がいる場合は、そのうち年齢が高い順に2人目以降については0円とする。
6. その他、町長が認めた世帯の子どもにおいては、利用者負担額を免除する。
7. 生活保護世帯等とは生活保護法による生活保護受給世帯の他、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯とする。
8. 4月分から8月分までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の市町村民税額所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあっては当該年度分の市町村民税所得割課税額を基に決定するものとする。
9. 未婚のひとり親（婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻（事実婚を含む。）をしていないものをいう。）は、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、同法第314条の2第1項第8号及び同条第3項に規定する控除額を前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除し、市町村民税所得割課税額を算定する。
10. 当該年（4月から8月までにあつてはその前年）の1月1日現在において地方自治法第252条の19第1項の指定都市に住所を有していた者のこの表の階層区分を決定するための市町村民税所得割課税額は、吉見町税条例第34条の3第1項に規定する税率により算定するものとする。

※この基準表は、令和7年度現在のものです。国の制度改正等に伴い、変更する場合があります。

よくある質問について

Q 先着順で入所を決めるのですか。

A **先着順ではありません**。お申込みいただいた方の申込書の内容を点数化し、点数の高い方から選考します。詳しくは「利用調整について」(P7)をご参照ください。

Q 保育所等の空き情報を教えてほしいのですが。

A 子育て支援課へ直接お問い合わせください。

Q 現在は無職だが今後働きたいと思っています。仕事を探すために保育所を利用したい場合、保育所の申込みはできますか。

A 可能です。ただし、入所が内定した場合、入所日から**2か月以内**に就職し、就労証明書を提出してください。提出がない場合は退所となります。

Q パートで働いていますが、保育所等の申込みはできますか。

A 就労時間が1か月64時間以上の場合は、可能です。

Q 4月1日からの利用の場合、申込み時点でまだ生まれていないこどもの申込みはできますか。

A 吉見町では、お申込みできません。

Q 申込みの度に就労証明書を用意しなくてはならないのですか。

A 入所申込日から**3か月以内**に発行された証明書であれば再度ご利用いただけます。

Q 離婚前提で別居しているが、相手の就労証明書等は必要ですか。

A **離婚調停等を行っている場合**はP5の書類を提出してください。提出できない場合は就労証明書等を提出してください。

Q 祖父母と同居しています。必要書類はありますか。

A 令和8年4月1日時点で**65歳未満**であれば、就労証明書等の提出が必要です(P4参照)。世帯が別であっても、**同住所地**の場合は提出をお願いします。

Q 吉見町と他市区町村の施設を併願することはできますか。

A 可能です。ただし、**併願不可としている自治体**もありますので、申込先の市区町村に確認してください。両方内定が出た場合は、片方の内定を辞退してください。

Q 育児休業を取っている場合、いつから入所申込みができますか。

A 育児休業を取っている場合は、**復職する月の前月**からの入所申込みが可能です。入所が決定した際は、入所月の翌月中に復帰することが必要です。

Q 第1子が保育所に入所していますが、第2子を出産して育児休業を取得した場合、第1子は保育所に通うことができますか。

A 可能です。ただし、第2子が1歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までとなります。第2子が1歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の保育所の入所申込みをし、入所ができず保留となっている場合は、**その年の年度末まで**入所を継続することができます。

なお、次年度4月以降につきましては、育児休業から復職していただく必要があります。

.....

Q 認可保育所の保育料は、公立と私立で異なりますか。

A 認可保育所の保育料は、よしみけやき保育所、町外の公立保育所、私立保育所**ともに同額です**。ただし、その他実費（園服や教材費等）がかかる場合があります。延長保育料等についてもそれぞれの施設で料金が異なる可能性があります。

詳しくは各施設に直接ご確認ください。

.....

Q 保育料等を滞納した場合はどうなりますか。

A 保育料等を滞納し、督促に応じない場合、差押等滞納処分の対象となります。また、**退所になる場合**があります。

.....

Q きょうだいがい既に口座振替を利用していますが、口座振替の申込が必要ですか。

A きょうだいがいすでに口座振替を利用している場合についても、**お子さんおひとりに対して1部**、口座振替申込用紙の記入・提出が必要となります。

.....

Q 口座の残高不足で保育料等の口座振替がされなかったときは、どうすればよいですか。

A 保育料等の振替ができなかった場合は、振替不能であることを確認した後に**納付書をお渡しします**ので、税務会計課窓口で早急にお支払いください。

.....

Q 申込書に書いた代表保護者と保育料振替口座との名義が異なっていますが問題ないですか。

A **児童の保護者名義の口座**であれば、問題ありません。

.....

Q 振替口座の変更がしたいのですが、手続きはどうすればよいですか。

A 振替口座を変更される場合は、**初回に登録された手続きと同様**の手続きを行っていただく必要があります。

.....